

# F A X 送 信 票

境海上保安部 交通課

着 信 者	境海上保安部管内港則法適用港関係者 各位
件 名	台風接近に伴う注意事項について
発 信 者	境海上保安部 交通課 増田
発 信 日	平成26年7月8日
発信枚数	本紙を含む3枚
メ モ	<p>いつもお世話になっております。</p> <p>境海上保安部では、平成22年7月1日の港則法一部改正施行を受けて、必要に応じて管内港則法適用港（境港を除く）の関係者の皆様に台風等異常気象発生時における注意喚起を行っております。</p> <p>気象庁が8日8時45分発表の台風情報では、台風8号は8時現在、宮古島の東約90kmにあつて、北方向に時速20kmで進んでいます。</p> <p>中心気圧は930hPaで、非常に強い台風となっていること、予想進路上に山陰地方が位置していることから、非常に厳重な警戒が必要な状況にあります。</p> <p>各港関係者の皆様におかれましては、海難発生の防止のために別添「台風接近に伴う注意事項について」記載事項を船舶関係者等に周知のうえ、可能な限り厳重な警戒と早めの台風対策を実施していただきますよう、ご協力よろしくお願ひいたします。</p> <p>特に小型船舶については、過去にも係留船舶の沈没や転覆が発生していますので、陸揚げも含めた適切な対策の実施をお願いいたします。</p>
連 絡 先	<p>〒684-0034 鳥取県境港市昭和町9-1 境海上保安部 交通課 安全係長 増田 直之 TEL 0859-42-2534 FAX 同 上</p>

平成 26 年 7 月 8 日  
境海上保安部 交通課

管内港則法適用港（境港を除く）関係者 各位

### 台風接近に伴う注意事項について

#### 1 船舶に対する心構え

対象となる船舶の大きさに応じて必要な対策を実施してください。

- ① 最新の気象情報の把握
- ② 岸壁係留船について
  - ・ 保船要員の確保
  - ・ 係留索の増強（船舶の流出事故防止）
  - ・ 係留索の点検（切断した場合に備え、増しもやい索を準備）
  - ・ 係留状態の定期巡視（気象状況を勘案し、危険の恐れがない範囲において）
- ③ 沖アンカーの船について
  - ・ 船橋当直の配備
  - ・ 船位確認（走錨の早期把握）
  - ・ 錨鎖の適切な伸出量の確保
  - ・ 予備錨の準備（風向きを予想した双錨泊も必要）
  - ・ 機関の始動準備
- ④ 連絡態勢の確保について
  - ・ VHF 16CHの常時聴取
  - ・ 関係先（会社、船舶、漁協等）との連絡態勢の確保
  - ・ 特異事象発生時の海上保安庁（118番）への速報

- ・ A I S 装備船については、A I S を常時作動させること。

## 2 木材や工事用資機材の流出防止

### ① 流出防止措置

貯木場と陸上保管の木材の流出防止措置及び海岸付近の工事用資機材の流出防止措置に万全を期すこと。

### ② 連絡・通報態勢の確保

異常発生時の連絡通報体制及び台風通過後の異常の有無の確認体制を確保すること。

## 3 台風対策作業における安全確保について

作業の実施に当たっては、救命胴衣の着用等を確実に行ったうえで、安全確保を最優先に実施願います。

## 4 管内港則法適用港（境港を除く）について

港則法施行令第一条により、境海上保安部管内の適用港は米子港、赤碕港、鳥取港、網代港、田後港、大社港、恵曇港、加賀港、七類港、美保関港、松江港、安来港、西郷港、浦郷港の14港になります。